

第 9 回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成28年9月28日 (水)	
		場 所 : 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時05分 閉会	
出席委員	1 永野 治 2 川原 惟昭 3 長野 則夫 4 久保田 悦子 5 森 和範	議場に出席した者の氏名	総務課長 大山 勝徳 学校教育課長 木原田 雅彦 社会教育課長 中村 政仁 文化スポーツ課長 山元 國枝 給食センター所長 前田 千弘 書 記 西別府 明春 書 記 新納 誠朗
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(永野委員長)</p> <p>ただいまから、平成28年第9回定例教育委員会を開会します。</p> <p>今回は、付議事件が5件あります。</p> <p>まず、議案第24号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」審議をします。</p> <p>(大山総務課長)</p> <p>議案第24号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。</p> <p>本件につきましては、就園奨励費の対象が、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、私立幼稚園の教育のみを行う幼稚園園型だけとなったことにより、関係規則を改正するものです。</p> <p>現在のところ、伊佐市ではこの就園奨励費、該当なしの状態ですが、特例適用も想定しておかなければならないことから、今回の改正といたしました。</p> <p>また、今回の一部改正内容については、「低所得者の多子世帯」及び「ひとり親世帯の保護者」の負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組みを段階的に推進するという目的のものであります。</p> <p>5月定例教育委員会で報告しました「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例」、及び文科省通知「平成28年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等について」、並びに文科省通知「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正」に基づき4月1日に遡及し所要の改正を行うものであります。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙別表第Ⅰ～第Ⅲ階層区分について、多子計算に係る年齢制限を撤廃しました。 2 第Ⅱ～第Ⅲ階層について、ひとり親世帯等の補助対象区分を創設しました。 3 文科省「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」中、交付申請に沿った様式内容を変更しました。 <p>(永野委員長)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>			

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、議案第24号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認をしました。

続きまして、議案第25号「伊佐市学習支援員設置要綱の制定について」審議します。

(大山総務課長)

議案第25号「伊佐市学習支援員設置要綱の制定について」説明します。

本件につきましては、教育的支援を必要とする児童生徒の学習習慣の定着を図り、確かな学力の育成を図る目的で、教育委員会の内規として要領を定め、学習支援員を配置するものであります。

(永野委員長)

この件については、よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、議案第25号「伊佐市学習支援員設置要綱の制定について」は、承認いたしました。

続きまして、議案第26号「伊佐市社会教育関係功労者表彰の決定について」審議します。

(大山総務課長)

議案第26号「伊佐市社会教育関係功労者表彰の決定について」説明いたします。

本件につきましては、社会教育関係功労者として、本市の社会教育・社会体育・芸術文化部門で、概ね10年以上にわたって活動し、その功績が顕著な個人の方や団体に対して表彰するものです。

去る8月18日に、教育長を会長とする「表彰選考会」で審査を行い、個人4人と2つの団体を選考したところですが、事前に資料を配布しておりましたので、19・20ページの名簿により、本日決定をいただきたいと思っております。

なお、表彰者につきましては、青少年健全育成大会において表彰式を行う予定にしております。

(永野委員長)

何か、質問等ないですか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

それでは、議案第26号「伊佐市社会教育関係功労者表彰の決定について」は承認いたしました。

続きまして、議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」審議をします。

(大山総務課長)

議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」説明をします。

本件につきましては、例年実施しております、前年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況及び評価を、今年度も行いましたので、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第17号」の規定により議決を求めるものであります。

なお、本日、教育委員会で議決をいただければ、議会に配布し、ホームページ等で公表をしていきたいと思っております。

(永野委員長)

このことについては、よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」は、承認しました。

続きまして、議案第28号「伊佐市立小・中学校職員の人事評価に係る意見の申出実施要領の制定について」審議をします。

(大山総務課長)

議案第28号「伊佐市立小・中学校職員の人事評価に係る意見の申出実施要領の制定について」説明をします。

本件につきましては、伊佐市立小学校・中学校の職員に関する人事評価に関して、公正にそして公平性を確保することを目的として制定いたします。

人事評価については、県の「市町村立学校職員の人事評価に関する規則」に基づき進めてまいりますが、その中の第12条の規定に基づいて行われる「意見の申出」につきまして、事務手順を定めることにより円滑な事業実施を図るためのものです。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」は承認をしました。

以上で、議事については終了したいと思います。

続いて、委員から提出された動議の討論等については何かありませんか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

以上で討論をおわりたいと思います。

これをもちまして、平成28年第9回定例教育委員会を閉会します。